

## 令和4年 第9回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日（金）  
午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（37人）  
会 長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美  
7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 10番 中山克己 11番 池本 彰  
12番 新田 孝 13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司  
16番 綱島孝晴 17番 松本正幸  
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明  
25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文  
29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修  
34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽 38番 各務和裕  
40番 山中正義 41番 池田久美子 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり  
46番 石田 勉
4. 欠席委員（9人）  
農業委員 5番 福島康夫 6番 澤本基兄 9番 武村一夫  
推進委員 24番 市本裕司 33番 三村訓弘 37番 池田和道 39番 東郷朝夫  
42番 井上 達 45番 筒井一行
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第51号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に  
ついて  
日程第6 報告第19号 農地改良に係る届出について  
日程第7 報告第20号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出に  
ついて  
日程第8 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史  
加藤真弓

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、ただいまから令和4年9月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。

大分朝晩秋らしくなってきました。台風11号がかなり南の海で長期間滞在したということで非常に我々は心配したんですけど、大きな被害もなく通り過ぎたのではないかとこのように思います。これから収穫の最盛期を迎えるということで、稲もまた果樹に、いろいろと大変な時期であります。12号のほうもまた発生したということで、これもまた心配の種でございますけど、何事もなく過ぎていくように祈るばかりでございます。

忙しい時期を迎えますけど、いろいろと世の中は急速に動いておりまして、物の値上がりというのが非常に気になるところでございます。今日朝のNHKの番組でも、酪農家の方の中継が出ておりました。海外からの飼料等の輸入物が非常に値上がりしていると、なかなか経営をこのままではやっていけないというようなことでございます。こちらのほうの酪農家の方もそれをしきりに言っておられます。いろいろな対策を国のほうに求めたいというふうに思いますけど、なかなか乳価のほうが上がらないということで非常に苦労されとるということでございます。市のほうでも市議会へいろいろ考えられるんだらうというふうに思います。我々、収穫の秋、しっかりと物を収穫して、喜びがあるような年になればというふうに思いますけど、皆さんも頑張りましょう。

それでは、これより9月総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の欠席委員は3名で、5番委員、6番委員、9番委員の3名でございます。遅参の方はいらっしません。欠席委員3名より通告がありましたので、ただいまの出席委員は19名中16名ということで定足数に達しておりますので、9月総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、17番、18番委員を指名いたします。  
日程2、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号1は取下げとなりましたので、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は2件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号2でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆1,013㎡、畑1筆707㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号2について説明させていただきます。

譲受人と譲渡人は久世に住まいの同居の兄弟でございます。農地が久世と落合にあります。落合の農地を兄弟にそれぞれ分けるという形でございます。一応売買は成立しております。また、この土地にはブドウをはじめ、果樹類を植え、家族で適正に管理されておりますので何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆810㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 この案件については、私が担当ですので説明させていただきます。

9月3日に譲受人のほうに電話でお聞きしました。現在譲受人、譲渡人とも東京のほうにおりますので現地と一緒にさせていただくことはできませんでしたが、電話

のほうで伺いました。譲受人と譲渡人の関係でございますけど、譲渡人が病気で体が不自由になって農作業ができなくなったということでございまして、義理の兄弟でもある譲受人に農地を無償譲渡する、そういう案件でございます。譲受人は東京にずっと住んでおりましたが、このたび住所のほうを真庭市に移しまして、これから夫婦で取り組まれるということでございます。現在は東京で譲渡人の世話をして生活しているんですが、近々こちらのほうに越されるということで、家のほうもリフォームするということでございました。譲受人は農業の経験がないということですが、農機具等は親戚の方々から借りる話ができているということで、また譲渡人からもいろいろと事情を聞きながら取り組まれるということでございます。譲渡人は非常に熱心に今まで農業をされたということで、いろいろと聞けるんじゃないかというふうに思います。その他指摘事項はございません。

以上でございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、現在県外に在住しておりますが、申請地付近にある実家にはよく帰っております。その際、実家には駐車スペースがほとんどなく、親戚等が集まると駐車場に困っていることから、畑1筆112㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う

費用は、土地造成 〇〇〇〇円。費用の内訳として、自己資金 〇〇〇〇円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 4条の番号1についてご説明いたします。

現地確認は9月1日に実施いたしました。申請人自身は大阪のほうに住んでおりますので、当日の夕刻、電話による確認を実施しております。大阪府に住んでおって、現在申請人は61歳です。定年後は実家での生活を計画しております。下の地図で 〇〇〇〇が自宅の位置で、その自宅の向かいに畑があったと。実家には駐車エリアがありますけれども、先ほど説明がありましたように家族、親戚がそろったときに現在不足するということで、長年耕作放棄してきた畑を駐車場に転用したいということです。将来的にこの畑は耕作する考えはないと申しております。申請地の位置ですけれども、 〇〇〇〇の近く、 〇〇〇〇の近くにあります 〇〇集落の真ん中にあります。民家に囲まれたぽつんとした畑になっております。周囲の状況ですけれども、東が農機具庫、西が民家と駐車場、南が隣の家の家庭菜園、北が自宅になっております。周辺農地への影響ですけれども、露天駐車場であることと周囲がほとんど民家であることから周辺農地への影響はないと観察いたしました。

以上、転用について問題ないと考えております。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

何かご質問等がありますか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議

についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人、使用借人（蒜山）は、現在借家に居住していますが、将来的なことを考え、実家に隣接する申請地、畑1筆399㎡を、使用貸人（蒜山）から借り受け、居宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま住宅用地に整備しており、今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付されております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地については親子間での使用貸借契約のため〇〇円、建物施設〇〇〇〇〇〇円。資金の内訳として、借入金〇〇〇〇〇〇円。建蔽率は35%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 はい。

議 長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番推進委員です。

番号1番について報告します。

令和4年9月1日に借り人と貸し人の奥さんと3人で現地確認をさせていただきました。転用しようとする理由ですが、借り人と貸し人は親子で、借り人は現在両親宅から離れたところに住んでいて、3人目の子供さんができたということから両親の近くに住みたいという思いで、父親の所有する実家の向かいの土地を借りて住宅を建てるということになり申請するものです。申請地の位置ですが、〇〇〇〇〇〇から直線で100mほど入ったところに位置します。周囲の状況ですが、東は畑、西は道路、南も畑、北も畑。全て父親である貸し人の土地だということでした。周辺農地への影響ですが、周辺は市道と畑に囲まれていて、一般的な住宅で、日当たり、通風等に支障をきたすことはないと思われます。その他指摘事項は、借り人は農地法をよく理解しておらず基礎工事をもう進めておりまして、顛末書が添付されております。

以上のとおり本案件について転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響に

についても問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第51号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第51号について。

7ページをお開きください。

議案第51号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年9月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全21筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長

それでは、お目通しをお願ひします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第19号、農地改良に係る届出について、日程7、報告第20号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程8、報告第21号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 13ページをお開きください。

報告第19号、農地改良に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第20号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第21号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第19号、報告第20号、報告第21号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

ございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

議長 ないようです。

事務局のほうから。

＜「なし」の声＞



議 長

それでは、9月総会を閉会したいと思いますけど、次回10月総会は10月11日  
火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時30分 閉会)